

▶▶ 今月の主な記事

事業部便り

2

同一労働同一賃金に
ついて

2

働き方改革による
裁量労働制の実態

3

紀行 中国

「武陵源・鳳凰古城」

4

今年10月から開始されるインボイス制度 適格番号の発行方法とは？

消費税の詳しい内容などについて学びました

2023年2月9日(木)にインボイス制度について講習会を開催しました。

ここ最近よく耳にするインボイス制度。消費税のことであるのは何となく理解していても実際が必要で、申請や登録番号をどこで発行したらよいか。そんな疑問を抱えている方は多くいらっしゃると思います。今回は右京税務署の方に来ていただき、消費税の内容を含めインボイス制度について分かりやすく解説していただきました。

インボイス制度とは消費税における「適格請求書等保存方式」のことをいいます。消費税は、事業者が消費者等から預かった消費税から事業者自身が仕入等により支

払った消費税を差し引いて(仕入税額控除)納付する仕組みになっています。インボイス制度では、取引内容や消費税額など所定の記載要件が記載された請求書＝「適格請求書(インボイス)」を保存することによってのみ、仕入税額控除が受けられることとなります。したがって、買い手側は消費税申告・納付にあたって仕入税額控除を受けるためには、売り手からインボイスを受けとって保存しておくことが必要となります。

インボイス制度の問題点として、課税売上高が1千万円以下の免税事業者は適格請求書を発行することができません。免税事業者からの仕入・物品購入、役務提供などは仕入税額控除を受けること

ができなくなるため、買い手側は消費税の納付において不利益を被ることになります。見方を変えると、課税事業者が不利益を避けるため、免税事業者との取引をおこなわないことが予想されます。課税売上高1千万円以下の事業者であっても自ら選択すれば課税事業者になることができますので、自社の取引先や立場によって今後進め方を考えていく必要が出てくると考えられます。

令和5年9月30日までに登録申請手続きを行われた場合、インボイス制度開始の10月1日を登録開始日として登録を受けることができます。登録申請をお考えの方はインボイス開始までに登録を済ませるようにお気を付けください。

また申請に疑問などございましたら、下記までお問合せください。

【インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談はインボイスコールセンターまで】

TEL：0120-205-553

受付時間：

9：00～17：00(土日祝除く)



組合 文化財事業の歴史

文化財事業部

私たち文化財事業では、主に京都府文化財保護課や京都市文化財保護課、各市町村の教育委員会や複数の民間調査団体とお取引をしています。今回は組合が文化財事業に乗り出した経緯を少し説明したいと思います。

元々組合には文化財事業はありませんでした。文化財事業課の設立及び文化財事業への参入は組合創立から約20年経った頃です。参入のきっかけは文化財保護法が制定された事でした。この法律は組合の創立より少し早く1950年に制定されました。始まりは奈良の法隆寺に起因しています。制定の約一年前、1949年に法隆寺の金堂で火災が発生し壁面に大きな損害

が出ました。これは金堂の壁画の保存事業の最中に起ったもので、国会でも大きな問題として取り上げられたそうです。その後、1975年に改定され、国としての町並み保存制度が出来ました。そして翌年、1976年には(財)京都市埋蔵文化財研究所、1981年には(財)京都府埋蔵文化財調査研究センターなどが設立されました。(現在は公益財団法人となっています)そしてこの財団法人の設立に組合が深く関わっています。今では当時を知る人間はいなくなりましたが、現在の文化財事業があるのは、当時の組合職員が発掘調査関係者との関係性を築き文化財事業課を立ち上げ、発掘調査現場に関する業務シ

ステムを一から一緒になって作り上げてこられたことによるものです。

私たちはこの先人たちが築き上げてきた文化財事業を守り後継者に引き継いでいくとともに、発掘調査機関の方々と今まで以上の関係性を築き連携を深めながら、文化財事業の発展に努めていきたいと考えています。

事業開始から46年、その思いを胸に頑張っていきたいと思います。
(主査 谷口)

※文化財保護法

日本における文化財を保存し、その活用を図り、国民の文化的向上、世界文化の進歩に貢献する事が目的とされる法律

同一労働同一賃金についてご存じでしょうか

正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の待遇に不合理な違いはありませんか？

同一労働同一賃金の徹底を図るため、労働基準監督署による事実関係の確認が行われることになりました。同一労働同一賃金とは正社員と非正規雇用労働者の不合理な待遇差をなくすための原則のことです。ここでいう「非正規雇用労働者」とはパートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者のことを指します。最近では非正規雇用労働者の方でも正社員と同等の仕事をこなすケースが増えてきました。同一労働同一賃金の導入に

より、仕事の内容や責任範囲が同じ場合は、非正規雇用の方でも正社員と同等の待遇が受けられるようになります。

同等待遇をとれば、非正規労働者のモチベーションは上がり、早期離職の防止にもつながります。正社員と非正規社員者の区別をできる限りなくすことで、社内の意識を強化できる可能性もあります。しかし人件費が増加したり、人件費の圧迫を恐れ、非正規雇用労働者の受け入れ縮小や派遣切りが行



われる可能性もあり、メリットだけではなくデメリットも存在します。あらかじめ社員に説明を行ったうえで、正社員、非正規雇用労働者の双方に理解の得られる形で整備することが大切です。

働き方改革による裁量労働制の実態とは…

働き方改革により、勤務時間の柔軟性が問われてきています。その中でも裁量労働制は少しずつ増えてきている勤務体系となっています。

あまり聞きなれない裁量労働制とは、「みなし労働時間制」のひとつで、「労働時間が労働者の裁量にゆだねられている労働契約」のことを指します。労働時間が長くても短くても、実際に働いた時間に関係なく「契約した労働時間分を働いた」ことにする制度です。裁量労働制は、全ての企業が導入しているわけではなく、厚生労働省が適用業務を定めていて現在該当するのは19業種です。建設業界では建築士業務が該当しますが、現場業務がある建設業では、フレックスタイム制を含め勤務時間の柔軟性は難しいのが現状です。近い未来で考えるべきは、2024年4月に施行予定である時間外労働の上限規制です。上限規制の時間は45時間、年360時間になっています。また36協定を結べば時間外労働が可能

となっていますが、下記(表1)にて時間外労働の上限規制が変更となります。

時間外労働の上限規制(表1)

- 原則月45時間以内かつ年360時間
 - 特別な事情がある場合の「特別条項」でも上限規制を設ける
- ①年720時間(月平均60時間)
②年720時間の範囲内で、
- a. 2～6か月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)
 - b. 単月100時間未満(休日出勤を含む)
 - c. 原則(月45時間)を上回る月は6回を上限

働き方改革推進支援助成金 (適用猶予業種等対応コース) 暫定

上記助成金は、令和5年度に新設される予定ですが、目的は雇用定着関係(福利厚生・人材育成)、設備投資、人材育成など労働者に

対する研修や外部コンサルティング、労務改善のためのソフトウェア、機器導入。また前述で話していた時間外労働の時間を変更したり、週休2日制にするなど働き方改革を推進する変更(就業規則、労使協定書等)が対象予定です。詳しい内容は3月に決定し、4月公募開始となりますので、対象になり得る方、またこの機会に補助金を利用して企業のより良い環境を目指される方は、こちらの記事を見られたら厚生労働省の公式発表をご確認ください。

お問合せ先：
労働基準局労働条件政策課
(内線5524)



12条点検をドローンで！！

建築基準法12条が改正されドローンの使用が推奨されており、外壁調査・屋上点検にドローンを利用することで時間も費用も大幅に削減できます。



ドローンを使った外壁調査なら
株式会社 エム・アール・ピー



中国「武陵源・鳳凰古城」

一人ぼっち旅行のおはなし

その③ 水墨画の世界、武陵源観光1日目の巻

張家界国家森林公园の入場券を持ってまず向かったのは、世界一長距離を運行するという森林公園名物の“天門山ロープウェイ”乗り場でした。乗ってすぐに眼下に広がるのは張家界市の街並みですが、すぐに山間に入り車両はぐんぐんと高度を上げます。高所恐怖症の方はまず心穏やかに乗車は不可能であろう乗り心地でした。逆を言えば高所好きには堪らない乗り心地で、名物のつづら折り道路(曰く99カ所のヘアピンカーブを擁する)や、中国の瓦屋が瓦を葺いている姿を真上から眺めることができました。30分程のカメラ小僧タイムと乗車を経て天門山上の終着駅に到着しました。



つづら折りロードの上を行くロープウェイ



現地の瓦屋根施工中



ガラス張り大橋

崖に張り付いた細い遊歩道(ガラス造でスケスケ)を通り、岩間に渡された空中遊歩道(?)を歩きながら仙境の雰囲気を感じ、大まかに景色を楽しんだ後、天門山の目玉「天門洞」に向けてこれまた長距離を降下するエスカレーターに乗ります。つくづく高所嫌いの方には向かない観光地です。雄大且つ圧倒的な自然景観に現代の技術をガンガン注ぎ込んで利便性のある観光地化にしてしまうのはこの国の十八番だなあとしみじみ思っているうちに天門洞に到着しました。

天国の扉(天門)と称されるが所以は、山に穿たれた巨大な穴がまるで門のように見え、且つ天候によりその穴を大量の濃霧が通り抜ける様子が見られることからそう呼ばれるのではないかと手前味噌の感想です

がそう思うくらい天門洞は巖かで巨大でした。濃霧が噴出する光景はNHKで見たきりですが、あんなものを肉眼で見ました日には本当に魂が抜けるくらい感動してしまいます。天門洞の直下には999段の階段があり、多くの観光客がひいひい登り降りしている様子が見られました。



天門洞

「あれはしんどいのでお勧めしません。エスカレーターで降りるのをお勧めします」とガイドさんはいましたが、たぶん自分が歩きたくなかったのでしょう。天門洞を見て得た感動を希釈するような味気ないエスカレーターに乗って天門洞の下に降りました。

バスで小移動した後、当時開業したての「大峡谷玻璃大橋」を見に行きました。地上300m高のガラス張りの橋で、こちらも観光客が凄まじい行列を成していました。橋の上に一度に載れる人数に制限があるため、入場券を手に皆さん並ばれていました。その様子を見たうちのガイドさん、「私の傍を離れず着いて来てください。割り込みます」と仰る。トラブルにならない?と尋ねると「いつの間にか割り込めばOKです」とのこと。現地女子ガイドの実演で最前列手前に割り込みました。1対1の観光案内だとガイドさんも行動がなかなか自由です。



仙人いなりそうで安全帯が必要そうな空中通路

武陵源観光1日目は、メにガイドさんと2人で張家界名物の塩辛い料理を食べに行き終わりました。

つづく

光本瓦店有限会社 光本のり子

法律Q&A

分譲マンションの管理費・積立金の長期滞納の対応・亡くなられて相続人が相続放棄したときはどうなる？

毎月第一水曜日
無料法律相談

Q 分譲マンションの一室を5年前に中古で購入しました。今年、管理組合の理事長が回ってきましたが、1年以上管理費・修繕積立金を滞納している案件が2件ありました。Aさんは居住されていますが、お金がないとのこと、住宅ローンも滞納されているようです。Bさんは高齢で、抵当権はありませんが、半年前に亡くなられ、息子さんから相続放棄したと聞いています。どのように対応したらよいでしょうか。

A 成管理費・修繕積立金の滞納を放置する(時効は5年)と、マンションの維持・管理に悪影響を及ぼしますので、理事長の間に必ず対処してください。

Aさんが任意に支払ってもらえ

ないのであれば、管理組合だけでもできる方法としては少額訴訟を簡易裁判所に提起することが考えられます。Aさんが概ね1年で滞納を解消できるようであれば和解しますが、それが無理であれば判決をもらい、まず、抵当権者に競売(抵当権の実行)することを求めます。最終的には、管理組合が競売を申し立てることもできますが、時間と費用がかかります。それでも、管理費等は新所有者に承継されますので、最終的には回収できます。

Bさんの場合は、相続人を調査し、全員が放棄されているのであれば、相続財産管理人の選任を裁判所に申立て、選任された財産管理人(弁護士)が売却することにより、最終的には回収することがで

きます。その過程では、裁判所への予納金が必要であり、また、手続にはかなりの時間がかかります。

まとめると、管理組合の管理費・修繕積立金の滞納は、放置するとマンションの維持管理ができなくなり、全員に被害が及びますので、ルールを決めて(3ヶ月で内容証明、6ヶ月で弁護士依頼など)必ず対処することが重要です。区分所有法の保護がありますので、最終的には所有者を変えて回収することが出来ます。滞納管理費の回収や競売の申立についても弁護士にご相談ください。

(京都第一法律事務所)
弁護士 飯田 昭

京都第一法律事務所

TEL.075-211-4411(代)

弁護士 秋山健司	弁護士 大河原壽貴	弁護士 高木野衣	弁護士 細田梨恵
弁護士 荒川英幸	弁護士 大島麻子	弁護士 高橋良太	弁護士 村山 晃
弁護士 飯田 昭	弁護士 奥村一彦	弁護士 谷 文彰	弁護士 森川 明
弁護士 糸瀬美保	弁護士 尾崎彰俊	弁護士 寺本憲治	弁護士 森田浩輔
弁護士 岩橋多恵	弁護士 尾崎文紀	弁護士 藤井 豊	弁護士 渡辺輝人

建設協組の組合員さん、ご家族のご相談は初回無料です。
毎週木曜日10時~12時、1時~3時まで電話無料相談もあります。

無料電話相談 **0120-555-262**

毎月第一水曜日 午後1時半~4時まで組合本部にて出張法律相談実施中(相談無料)

京都市中京区烏丸通二条上る時絵屋町280番地
ヤサカ烏丸御所南ビル 4階

想定を超える大地震に耐える

SRF

震度 8 耐震

鉄筋コンクリート

鉄筋コンクリート +SRF

繰り返しの地震の揺れに強い「SRF工法」強靱で柔軟なポリエステル繊維製のベルトを巻きつけ・貼りつける耐震補強工法です。震度7クラスの揺れを数回加えても、倒壊しないだけでなく揺れも抑えることが確認されています。

石山テクノ建設株式会社
一級建築士事務所

〒601-8468 京都市南区唐橋西平垣町38-1
TEL (075) 682-4377(代) FAX (075) 682-4378

労基協の技能講習

●フォークリフト運転技能講習

学科日程：4月17日(月)

実技日程：4月18日(火)～
20日(木)

学科会場：京都経済センター

実技会場：三菱ロジネクス(株)

受講料：35,200円(税込)

テキスト代：1,650円(税込)

●有機溶剤作業主任者技能講習

日程：4月20日(木)～21日(金)

会場：京都経済センター

受講料：12,100円(税込)

テキスト代：1,980円(税込)

●建築物石綿含有建材調査者講習

日程：4月26日(水)～27日(木)

会場：京都経済センター会議室

受講料：49,280円(税込)

●新入社員教育

日程：4月18日(火)

会場：京都経済センター

受講料：8,800円(税込)

テキスト代：1,320円(税込)

【問合せ・申込み】

(公社)京都労働基準協会

Tel.075-353-3503

※連合会のホームページ

<http://www.kyoukiren.or.jp>

※受講申込者が少人数の場合は中止になることがありますのでご了承ください。



建災防の各種講習

●令和5年度 随時更新

【問合せ・申込み】

建設業労働災害防止協会

京都府支部

〒604-0944 京都市中京区

押小路通柳馬場東入

京都建設会館別館内

Tel.075-231-6587

Fax.075-251-0058

受付時間：午前9時～午後5時

※ホームページから講習予定、
申込書が取り出せます。

<http://kensaibo-kyoto.jp/>



※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、各講習を中止させていただく場合がございますので、予めご了承ください

軽天・ボード工事

-内装工事全般-



工事規模の大小や個人・法人を問わず素早く対応いたします

建物の内装に関わる施工一貫
軽天工事・ボード工事は
弊社におまかせください。

株式会社TRUST

京都府知事認可
(般-2)第42840号

〒616-0065 京都市右京区西院日照町86-6 おおやまビル3F

TEL/FAX 075-432-8736 Mobile 090-5889-2450

組合日誌

本部

- 3/1 無料法律相談
- 3/16 支部長会議
- 3/18 日帰りカニ旅行
- 3/20 三役会議
- 3/29 定例理事会

支部

- 3/7 JIC(役)
- 3/9 洛南(役)

編集後記

今年の冬は数年にあるかないかの
大寒波でした。組合でも降って
きたな〜と呑気に思っていたのが
束の間、1時間も経たないうちに
一面真っ白の雪景色になっていま
した。帰社時間の方が多く、帰る
手段がなくなり公共交通機関や徒
歩で帰る人が多く見られました。
私も歩いて帰るしかなく傘をさし
1時間近く歩いたので、全身冷え
切り、家に着くころには疲労感
たっぷり。降り出してから積雪ま
での時間があまりにも短く交通網
はパンク、電車は停車し身動きが
取れない人がたくさんいることを
ニュースで知り、自然災害の恐ろ

しさを痛感しました。

ここ最近では、太陽が出ている
時間は暖かく春の訪れを感じるこ
とが多くなってきました。

新型コロナウイルスは指定感染
症からインフルエンザと同じ5類
に変更になると言われ、今後マス
ク生活に変化が出てくるのでしょ
うか。3年近くマスク生活をして
いるとマスクありの顔が自分の顔
のような気がしてしっくりきて
しまいます。マスクをとって人と
話すことが恥ずかしいと思うのは
私だけでしょうか(笑)

マスク生活の中で、目だけしか
出ていないので小さな子どもたち



は表情が上手く作れなかったり、
逆にあがり症の子にはマスクは神
のような存在だったようです。大
人でも男女ともに街中やSNS上
でマスク詐欺という言葉が流行り
ました。今では小顔効果や血色マ
スクなどマスクでおしゃれを楽し
めるまでできましたが、ついに脱マ
スク。

マスクなしの顔が恥ずかしくな
いように徐々に自分の目を慣れさ
せていきたいと思います。

ビル用サッシ設計・施工

アルミ製建具
スチール建具
ステンレス製建具
アルミ金物



京滋不二サッシ株式会社

京都市山科区小山西御所町5-8

TEL: 075-593-7563 FAX: 075-593-1684

Mail: keijifuji_1010@ia9-itkeeper.ne.jp

心をつなぐお手伝い

私たちはお客様の事業と運動に貢献する、パートナーでありたいと願っています。

印刷媒体、映像媒体、電子メディアの企画・制作、
イベント企画、DTP指導サービスの提供

株式会社 きかんしコム

〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1 TEL.075-935-1115(代) FAX.075-935-5100
E-mail: com@mediapark.co.jp https://kikanshicom.jp/

全京都建設協同組合 メールアドレス一覧

組 織 部	soshiki@zenkyoto.jp
建設工事事業部	koji@zenkyoto.jp
文 化 財	bunkazai@zenkyoto.jp
機 材 リ ー ス	kizai@zenkyoto.jp
(総 務)	soumu@zenkyoto.jp

ホームページ <https://zenkyoto.jp/>

足場のことならおまかせください

全京都建設協同組合では、幅広い商品を取り揃えています！

枠・くさび式足場材、フェンスなど仮設材から、
脚立やトイレまで幅広い商品を在庫しております



在庫等のお問い合わせは
機材リース課まで

機材リース課

TEL : 075-392-0722

FAX : 075-392-0755



建設工事事業部

TEL : 075-382-1021

FAX : 075-394-3201

事務代行

TEL : 075-382-1023

FAX : 075-394-3201

文化財事業部

TEL : 075-392-0722

FAX : 075-392-0755

全京都建設協同組合

〒615-8165 京都市西京区榎原盆山13-1

TEL : 075-382-1021

FAX : 075-394-3201

組織部(代表)